

職業紹介手数料 返金規定について

返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が入社後本人の都合により、または就業規則違反等の事由により短期退職した場合は、受領した紹介手数料から以下に定める金額を求人者に返還します。但し、専ら求人会社の都合により短期退職をすることになった場合は、紹介手数料の返還は行わないものとします。

入社後 3 ヶ月未満で退職した場合、紹介手数料の 50%に相当する額